



# マイナンバー法(番号法)のポイント

株式会社ハピネックス

番号法は、第1条から第77条で構成されている。こうした条文のうち、民間企業に直接影響する部分をポイント解説する。

(影響する部分は、下記目次で赤字となっている部分である。)

## < 目次 >

### 【第1章 総則】

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第4条 (国の責務)
- 第5条 (地方公共団体の責務)
- 第6条 (事業者の努力)

### 【第2章 個人番号】

- 第7条 (指定及び通知)
- 第8条 (個人番号とすべき番号の生成)
- 第9条 (利用範囲)
- 第10条 (再委託)
- 第11条 (委託先の監督)
- 第12条 (個人番号利用事務実施者等の責務)
- 第13条 (同上)
- 第14条 (提供の要求)
- 第15条 (提供の求めの制限)
- 第16条 (本人確認の措置)

### 【第3章 個人番号カード】

- 第17条 (個人番号カードの交付等)
- 第18条 (個人番号カードの利用)

### 【第4章 特定個人情報の提供】

#### 第1節 特定個人情報の提供の制限等

- 第19条 (特定個人情報の提供の制限)
- 第20条 (収集等の制限)

#### 第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

- 第21条 (情報提供ネットワークシステム)
- 第22条 (特定個人情報の提供)
- 第23条 (情報提供等の記録)
- 第24条 (秘密の管理)
- 第25条 (秘密保持義務)

## 【第9条（利用範囲）】



- (1) 事業者が個人番号を利用できるのは、個人番号関係事務のみ。
- (2) 個人番号関係事務とは、一般的には下記事務となる。
  - ① 給与所得の源泉徴収票、支払調書に個人番号を記載して税務署に提出する事務
  - ② 健康保険・厚生年金保険関係の書類に個人番号を記載して年金事務所に提出する事務
  - ③ 雇用保険関係の書類に個人番号を記載してハローワークに提出する事務
- (3) 本人の同意があったとしても、上記事務以外では個人番号は利用できない。
- (4) 利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行う【利用目的の変更手続き】ことにより、個人番号を利用することができる。
- (5) 企業合併等で他の事業者から従業員の特定個人情報を取得した場合は、特定されていた利用目的の範囲内で特定個人情報を利用できる。
- (6) 例外的に、下記の場合のみ目的外利用を認めている。
  - ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難な場合

## 【第10条（再委託）】



- (1) 委託者の許諾を受けた場合に限り、委託先は個人番号関係事務を再委託できる。

## 【第 11 条（委託先の監督）】



- (1) 委託者は、委託先に対して、必要かつ適正な監督をしなければならない。
- (2) 「必要かつ適正な監督」とは、下記内容を意味している。
  - ① 委託先の適切な選定
  - ② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
  - ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- (3) 委託先選定にあたっての確認事項は、下記内容。
  - ① 委託先の設備
  - ② 技術水準
  - ③ 従業者に対する監督・教育の状況
  - ④ 委託先の経営環境(経営状況)
- (4) 委託契約の内容
  - ① 秘密保持契約
  - ② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
  - ③ 特定個人情報の目的外利用の禁止
  - ④ 再委託における条件
  - ⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
  - ⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
  - ⑦ 従業者に対する監督・教育
  - ⑧ 契約内容の遵守状況についての報告
- (5) 委託元は、再委託先(再々委託先)に対して間接的監督義務を負っている。